

【解体工事業の技術者要件（営業所専任技術者・現場配置技術者）の経過措置の終了】

経過措置による解体工事業のみなし技術者は、令和3年4月1日以降は、解体工事業の技術者にはなれません。

① 解体工事業のみなし技術者の経過措置期間経過後の技術者要件

令和3年3月31日まで (経過措置期間中)			令和3年4月1日以降 (経過措置期間経過後)		
資 格		コード	コード	要 件	
建設業法 (技術検定)	1級建設機械施工技士	1 A	→		(解体工事業の技術者にはなれません)
	2級建設機械施工技士 (第1種～第6種)	1 B	→		(解体工事業の技術者にはなれません)
	1級土木施工管理技士 *平成27年までの合格者	1 C	→	1 3	「合格後、解体工事に 関し1年以上の実務経 験」又は「登録解体工 事講習の受講」が必 要
	2級土木施工管理技士 (土木) *平成27年までの合格者	1 D	→	1 4	
	2級土木施工管理技士 (薬液注入)	1 E	→		(解体工事業の技術者にはなれません)
	1級建築施工管理技士 *平成27年までの合格者	2 A	→	2 0	「合格後、解体工事に 関し1年以上の実務経 験」又は「登録解体工 事講習」の受講が必 要
	2級建築施工管理技士 (躯体) *平成27年までの合格者	2 B	→	2 2	
技術士法 (技術士試験)	建設・総合技術監理 (建設)	4 A	→	4 1	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)	4 B	→	4 2	
	農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)	4 C	→		(解体工事業の技術者にはなれません)
	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	4 D	→		(解体工事業の技術者にはなれません)
	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)	5 A	→		(解体工事業の技術者にはなれません)
職業能力開発促進法 (技能検定)	とび・とび工 (2級) *合格後、とび工事に 関し3年(平成15年度 以前の合格者は1年) 以上の実務経験が必 要	5 B	→	5 7	合格後、解体工事に 関し3年(平成15年 以前の合格者は1年) 以上の実務経験が必 要
	型枠施工 *2級にあつては、合 格後、コンクリート工 事に 関し3年(平成15年 度以前の合格者は1年) 以上の実務経験が必 要	6 B	→		(解体工事業の技術者にはなれません)
	ウェルポイント施工 *2級にあつては、合 格後、土木工事に 関し3年(平成15年 度以前の合格者は1年) 以上の実務経験が必 要	6 C	→		(解体工事業の技術者にはなれません)
	コンクリート圧送施工 *2級にあつては、合 格後、コンクリート工 事に 関し3年(平成15年 度以前の合格者は1年) 以上の実務経験が必 要	7 A	→		(解体工事業の技術者にはなれません)
民間資格	登録地すべり防止工事試験の合格者 *合格後、土木工事に 関し1年以上の実務経 験が必 要	6 A	→		(解体工事業の技術者にはなれません)

**注意!**

とび・土工・コンクリート工事の実務経験で経過措置により解体工事業の技術者となっている者は、令和3年4月1日以降は、解体工事業の技術者にはなれません。

引き続き解体工事業の技術者となる場合は、下記②の資格もしくは解体工事の実務経験で解体工事業の技術者要件を満たすことが必要です。また経過措置により解体工事業の技術者となっている者が経過措置終了後も引き続き技術者となるためには、経過措置が終了するまでに解体工事業の技術者要件を満たすことが必要です。なお、経過措置により営業所の専任技術者となっている者が、経過措置期間内に要件を満たした場合は、変更届(有資格区分の変更)の提出が必要です。経過措置終了までに要件を満たす営業所の専任技術者が配置できなければ、許可要件を満たさないこととなるため、解体工事業に関して許可の取消し(廃業)となります。

② 経過措置にかかわらず解体工事業の技術者要件を満たす資格

資 格		コード
技術検定	1級土木施工管理技士 *平成28年度以降の合格者	1 3
	2級土木施工管理技士 (土木) *平成28年度以降の合格者	1 4
	1級建築施工管理技士 *平成28年度以降の合格者	2 0
	2級建築施工管理技士 (建築) *平成27年度までの合格者にあつては、「合格者、解体工事に 関して1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必 要	2 1
	2級建築施工管理技士 (躯体) *平成28年度以降の合格者	2 2
技能検定	とび・とび工 (1級)	5 7
民間資格	登録解体工事試験の合格者 (解体工事施工技士)	6 0